

2026年2月24日

各 位

上場会社名 東亜建設工業株式会社  
 代表者名 代表取締役社長 早川 毅  
 (コード番号 1885 東証プライム市場・札証)  
 問合せ先責任者 経営管理本部総務部長 中尾 昌義  
 (TEL 03-6757-3821)

株式給付信託 (BBT) 及び株式給付信託 (J-ESOP) への追加拠出に伴う  
 第三者割当による自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり、第三者割当による自己株式の処分（以下「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。なお、本自己株式処分は、形式的には業績連動型株式報酬制度「株式給付信託 (BBT (=Board Benefit Trust))」（以下「BBT制度」といいます。）及び「株式給付信託 (J-ESOP)」（以下「J-ESOP制度」といい、BBT制度と併せて「本制度」といいます。）に関してみずほ信託銀行株式会社と締結している信託契約に基づいて設定されている信託（以下BBT制度に係る信託を「BBT信託」といい、J-ESOP制度に係る信託を「J-ESOP信託」といいます。また、BBT信託とJ-ESOP信託を併せて「本信託」といいます。）の信託受託者から再信託を受けた再信託受託者である株式会社日本カストディ銀行（信託E口）を割当先として行われるものですが、当社に対する役務提供の対価として当社の取締役（監査等委員である取締役、及びそれ以外の取締役のうち社外取締役であるものを除き、以下、断りがない限り同じとします。）及び取締役を兼務しない執行役員（以下、取締役と取締役を兼務しない執行役員を「取締役等」といいます。）並びに当社の従業員に対して株式を割り当てる場合と実質的に同一であります。

記

1. 処分の概要

(1) 処分期日	2026年3月18日(水)
(2) 処分する株式の種類及び数	普通株式1,700,000株
(3) 処分価額	1株につき金4,070円
(4) 処分総額	6,919,000,000円
(5) 処分予定先	当社の取締役および執行役員 37名 900,000株 当社の従業員 1,866名 800,000株 (注1、2)
(6) その他	本自己株式の処分については、金融商品取引法による臨時報告書を提出いたします。

(注1) 本自己株式処分の形式的な処分予定先は、株式会社日本カストディ銀行（信託E口）であります。株式会社日本カストディ銀行（信託E口）は、当社とみずほ信託銀行株式会社との間で当社を委託者、みずほ信託銀行株式会社を受託者（再信託受託者を株式会社日本カストデ

ィ銀行)とする信託契約を締結することによって設定されている信託口であります。一方、本自己株式処分は、本制度に基づいて取締役等及び従業員への給付を行うために行われるものであり、当社に対する役務提供の対価として取締役等及び従業員に対して株式を割り当てる場合と実質的に同一ですので、処分予定先には取締役等を記載しております。

(注2) 取締役等には、BBT制度に基づき、役位及び業績達成度等により定まるポイントを付与し、一定の条件により受給権を取得したときに当該付与ポイントに相当する当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭(以下「当社株式等」といいます。)を給付します。したがって、上記株式数は最大数であり、実際に取締役等に給付される当社株式等の数は、取締役等の役位及び業績達成度等により変動いたします。

従業員には、J-ESOP制度に基づき、勤続状況等に応じてポイントを付与し、一定の条件により受給権を取得したときに当該付与ポイントに相当する当社株式を給付します。したがって、上記株式数は最大数であり、実際に従業員に給付される当社株式の数は、従業員の勤続状況等に応じて変動いたします。

## 2. 処分の目的及び理由

当社は、2019年6月27日開催の定時株主総会の決議に基づき、BBT制度を導入し、2022年6月29日開催の定時株主総会及び2025年6月27日開催の定時株主総会の決議に基づき、BBT制度の一部改定をしております(BBT制度の概要につきましては、2019年5月24日付「業績連動型株式報酬制度の導入に関するお知らせ」、一部改定につきましては、2025年6月5日付第135回定時株主総会招集ご通知記載の第7号議案「取締役(監査等委員である取締役、及びそれ以外の取締役のうち社外取締役であるものを除く)に対する業績連動型株式報酬等の改定の件」をご参照下さい。)

また、当社は、2023年2月8日開催の取締役会の決議に基づき、J-ESOP制度を導入しております。(J-ESOP制度の概要につきましては、2023年2月8日付「株式給付信託(J-ESOP)の導入および第三者割当による自己株式の処分に関するお知らせ」をご参照下さい。)

今般、当社は、本制度の継続に当たり、将来の給付に必要と見込まれる株式を本信託が取得するため、本信託に対する金銭の追加拠出(以下「追加信託」といいます。)を行うこと、並びに本制度の運営に当たって当社株式の保有及び処分を行うため株式会社日本カストディ銀行(本信託の受託者たるみずほ信託銀行株式会社から再信託を受けた再信託受託者)に設定されている信託E口に対し、第三者割当により自己株式を処分すること(本自己株式処分)を決定いたしました。なお、本自己株式処分は、形式的には株式会社日本カストディ銀行(信託E口)を割当先として行われるものですが、当社に対する役務提供の対価として取締役等及び従業員に対して株式を割り当てる場合と実質的に同一であります。

処分数量については、「役員株式給付規程」に基づき信託期間中に取締役等に給付すると見込まれる株式数に相当するもの(2026年3月末日で終了する事業年度から2028年3月末日で終了する事業年度までの3事業年度分で900,000株)及び「株式給付規程」に基づき信託期間中に当社の従業員に給付すると見込まれる株式数に相当するもの(2026年3月末日で終了する事業年度から2028年3月末日で終了する事業年度までの3事業年度分で800,000株)の合計であり、2025年9月末日現在の発行済株式総数87,978,516株に対し1.93%(2025年9月末日現在の総議決権個数804,255個に対する割合2.11%(いずれも小数点第3位を四捨五入))となりますところ、2025年6月5日付第135回定時株主総会招集ご通知記載の第7号議案「取締役(監査等委員である取締役、及びそれ以外の取締役のうち社外取締役であるものを除く)に対する業績連動型株式報酬等の改定の件」及び2023年2月8日付「株式給付信託(J-ESOP)の導入および第三者割当による自己株式の処分に関するお知らせ」に記載の本制度の目的に照らして、希薄化の規模は合理的であると判断しております。

※BBT信託に対する追加信託の概要

追加信託日 2026年3月18日  
追加信託金額 3,663,000,000円  
取得する株式の種類 当社普通株式  
取得株式数 900,000株  
株式の取得日 2026年3月18日  
株式取得方法 当社の自己株式処分（本自己株式処分）を引き受ける方法により取得

※J-ESOP信託に対する追加信託の概要

追加信託日 2026年3月18日  
追加信託金額 3,056,000,000円（注）  
取得する株式の種類 当社普通株式  
取得株式数 800,000株  
株式の取得日 2026年3月18日  
株式取得方法 当社の自己株式処分（本自己株式処分）を引き受ける方法により取得  
（注）J-ESOP信託は、追加信託金額（3,056,000,000円）及び信託財産に属する金銭（200,000,000円）の総額を原資として当社株式の追加取得を行います。

3. 処分価額の算定根拠及びその具体的内容

処分価額につきましては、本自己株式処分の取締役会決議日の直前営業日の東京証券取引所における当社普通株式の終値4,070円といたしました。

取締役会決議日の直前営業日の終値としたのは、株式市場における当社の適正な企業価値を表すものであり、合理的と判断したためです。

なお処分価額4,070円については、取締役会決議日の直前営業日から遡る直近1か月間の終値平均3,715円（円未満切捨）に対して109.56%を乗じた額であり、同直近3か月間の終値平均3,207円（円未満切捨）に対して126.91%を乗じた額であり、さらに同直近6か月間の終値平均2,708円（円未満切捨）に対して150.30%を乗じた額となっております。上記を勘案した結果、本自己株式処分に係る処分価額は、特に有利なものとはいえ、合理的なものとして判断しております。

なお、上記処分価額につきましては、監査等委員会が、特に有利な処分価額には該当しない旨の意見を表明しております。

4. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本自己株式処分は、①希薄化率が25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないことから、株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続は要しません。

以 上